## 床上無線運転式天井クレーンの運転に係る資格の在り方に関する検討会 開催要綱

#### 1 趣旨・目的

天井クレーンのうち無線操作装置により運転を行うもの(以下「床上無線運転式 天井クレーン」という。)は、運転者が荷と同じ高さの床の上でクレーンを運転でき ること等から製造業を中心に広く使われているが、その運転には全ての種類のクレ ーンを運転できるクレーン運転士(クレーン・デリック運転士を含む。以下同じ。) 免許が必要である。

しかし、床上で運転するクレーンは、運転席が荷より高い位置にある通常のクレーンよりも運転がしやすい面があることから、安全性の確保を前提とした上で、床上無線運転式天井クレーンの使用実態等を踏まえ、運転資格の在り方等について検討する。

### 2 検討事項

- (1) 床上無線運転式天井クレーンの定義や使用実態について
- (2) 床上無線運転式天井クレーンに必要な運転資格の在り方について
- (3) その他

#### 3 構成等

- (1) 本検討会は、厚生労働省労働基準局安全衛生部長が有識者の参集を求め、開催する。
- (2) 本検討会は、床上無線運転式天井クレーン等に関する学識経験者、製造者の代表、使用者の代表等から構成することとし、構成員は別紙のとおりとする。
- (3)本検討会に座長を置くこととし、本検討会の構成員の互選により選出する。
- (4) 座長は、座長代理を指名することができる。
- (5) 本検討会には、必要に応じ、別紙に掲げる構成員以外の有識者の参集を求めることができる。

#### 4 その他

- (1) 本検討会、会議資料及び議事録については、原則として公開するものとする。 ただし、個別事案を取り扱う場合においては、個人・企業情報の保護の観点等から、公開することにより、特定の者に不当な利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある場合等において、座長が非公開が妥当であると判断した際には、非公開で実施することもできるものとする。なお、非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開する。
- (2) 本検討会の庶務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課において行う。
- (3) この要綱に定めるもののほか、本検討会の運営に関して必要な事項は、会議において定める。

# 床上無線運転式天井クレーンの運転に係る資格の在り方に関する検討会 構成員名簿(令和7年10月時点)

青木 智 JFE スチール株式会社東日本製鉄所設備部京浜熱延設備室 室長

井村真己 追手門学院大学法学部法律学科 教授

大江雅人 株式会社日立プラントメカニクスクレーンシステム本部クレーン設

計部 担当部長

金子龍太郎 日本労働組合総連合会 労働法制局 部長

鎌田幸輝 日本基幹産業労働組合連合会 中央執行委員

澁谷忠弘 横浜国立大学総合学術高等研究院 教授

中村瑞穂 職業能力開発総合大学校能力開発院能力開発基礎系安全ユニット

教授

堀尾武彦 株式会社アイ・テック東京支社南関東工場長

森 圭司 株式会社神内電機製作所 技術部長

山際謙太 独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所機械シス

テム安全研究グループ 部長

脇坂 毅 日本製鉄株式会社設備・保全技術センタープラントエンジニアリング

部 FA エンジニアリング 室長

(五十音順、敬称略)